

湖南省地域公共交通会議次第

日 時： 令和 6 年 6 月 14 日（金）

午後 3 時 30 分

場 所： サンライフ甲西

2 階 大ホール

1. あいさつ

2. 議事

（1）報告事項

報告第 1 号 委員及び自動車部会、運賃等協議会委員の選出について
（資料 1-1～2）

報告第 2 号 湖南省地域公共交通会議財務規程の改正について（資料 2）

（2）協議事項

第 1 号議案 地域公共交通確保維持事業について（資料 3-1～6,4-1～4）

第 2 号議案 令和 5 年度事業報告について（資料 5-1～3）

第 3 号議案 令和 5 年度収支決算報告について（資料 6-1、6-2）

第 4 号議案 令和 6 年度事業計画（案）について（資料 7）

第 5 号議案 令和 6 年度収支予算（案）について（資料 8）

第 6 号議案 コミュニティバス小学生以下運賃 夏休み無料キャンペーン
（案）について（資料 9）

3. その他

4. 閉会あいさつ

委員及び自動車部会、運賃等協議会委員の選出について

○委員の選出について

本会議の任期は、委嘱日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとなっております。今年度は1年目となります。

委員につきましては、次ページ(資料1-2)に令和6年度交通会議委員一覧を記載しております。

また、監査委員につきましては、湖南省地域代表者会の山中委員、湖南省商工会の上西委員に依頼させていただきます。

1. 副 会 長 湖南省副市長 橋本 弘三

2. 監査委員 湖南省地域代表者会 山中 邦夫 委員
 湖南省商工会 上西 保 委員

○自動車部会及び運賃等協議会委員の選出について

自動車部会及び運賃等協議会委員につきましては、下記の要綱に基づき、次ページ(資料1-2)記載の委員名簿のとおりとさせていただきます。

湖南省地域公共交通会議設置要綱(抜粋)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者をもって充てる。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(自動車部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について交通会議の業務を円滑に行うため、交通会議に自動車部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長は、交通会議会長が指名する。

(運賃等協議会)

第10条 道路運送法に基づき、交通会議に運賃等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

3 協議会は、次に掲げるものを構成員とする。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

湖南省地域公共交通会議 委員名簿

資料1-2

令和6年度

役 職	機関および団体名	職 名	氏 名	部会	協議会	監査
会 長	龍 谷 大 学	文 学 部 教 授	井 上 学	○	オブザーバー	
副 会 長	湖 南 市	副 市 長	橋 本 弘 三			
部 会 長	大 谷 大 学	社会学部 講師	野 村 実	○		

【委員】

番号	区分	分 野	機関および団体名	職 名	氏 名	部会	協議会	監査
1	1	所管運輸政	国土交通省近畿運輸局 滋賀運輸支局	首席運輸企画官 専門官	田 中 郁 代	○	○	
2	2	バス協会	一般社団法人滋賀県バス協会	専 務 理 事	野 村 義 明	○		
3	3	タクシー協会	一般社団法人 滋賀県タクシー協会	専 務 理 事	松 尾 武 文	○		
4	4	広域交通政	滋賀県土木交通部交通戦略課	参 事	福 島 森	○		
5	4	所管警察（交通）	滋賀県甲賀警察署交通課	課 長	中 野 賢 一	○		
6	5	公共交通事業者（公共）	西日本旅客鉄道株式会社 東京 滋 支 社	室 長	池 田 奈 津 子	○		
7	5	公共交通事業者（公共）	滋賀バス株式会社	代表取締役	隠 岐 公 史	○	○	
8	5	公共交通事業者（公共）	滋賀タクシー株式会社	業 務 課 長	山 本 義 行	○	○	
9	5	公共交通事業者（公共）	株式会社ビジネスサービス滋賀	営 業 本 部 長	大 伴 裕 二	○		
10	5	道路管理者	滋賀県甲賀土木事務所	所 長	廣 田 良 源	○		
11	5	運送関連団体	私鉄滋賀県協議会	幹 事	糸 隆 太 郎	○		
12	6	市民又は利用者代表	湖南省地域代表者会	会 長	山 中 邦 夫		○	○
13	6	市民又は利用者代表	湖南市障がい児者団体 連 絡 協 議 会		園 田 哲 生			
14	6	市民又は利用者代表	湖南省老人クラブ連合会	副 会 長	鈴 木 強			
15	7	学識経験者	龍 谷 大 学	文 学 部 教 授	井 上 学	○	オブザーバー	
16	7	学識経験者	大 谷 大 学	社会学部 講師	野 村 実	○		
17	8	湖南市副市長	湖 南 市	副 市 長	橋 本 弘 三			
18	9	湖南市職員	湖 南 市 都 市 建 設 部	部 長	橋 本 徳 雄	○	○	
19	9	湖南市職員	湖 南 市 都 市 建 設 部 土 木 建 設 課	課 長	垣 山 輝 行	○		
20	9	湖南市職員	湖 南 市 健 康 福 祉 部	部 長	奥 村 良 道	○	○	
21	9	湖南市職員	湖 南 市 こ ど も 未 来 応 援 部	部 長	今 井 操	○	○	
22	9	湖南市職員	湖 南 市 環 境 経 済 部	部 長	東 峰 一 馬	○	○	
23	9	湖南市職員	湖 南 市 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部	部 長	永 坂 隆 明	○	○	
24	10	関係諸団体	湖 南 市 商 工 会	会 長	上 西 保			○
25	10	関係諸団体	湖 南 市 工 業 会	会 長	小 森 茂 樹			
26	10	関係諸団体	社 会 福 祉 法 人 会 湖 南 市 社 会 福 祉 協 議 会		種 村 瞳			
27	10	関係諸団体	公 益 社 団 法 人 会 湖 南 工 業 団 地 協 会	副 会 長	西 川 忠 喜			

湖南省地域公共交通会議財務規程

令和5年6月8日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南省地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎事業年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、事業年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、湖南省予算規則（平成16年湖南省規則第45号）の規定を準用する。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、事務局が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、湖南省会計規則（平成16年湖南省規則第46号）の規定を準用する。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎事業年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

湖南省地域公共交通会議財務規程の一部改正 新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第 1 条 この規程は、湖南省地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）<u>第 15 条</u>の規定に基づき、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (決算等) 第 8 条 会長は、毎事業年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱<u>第 12 条</u>の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、湖南省地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）<u>第 16 条</u>の規定に基づき、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (決算等) 第 8 条 会長は、毎事業年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱<u>第 13 条</u>の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

湖都第 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 湖南省地域公共交通会議
住 所 滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地
代 表 者 氏 名 会長 井上 学

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 年 月 日

（名称）湖南省地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
湖南省においては、竜王町へ通じる唯一の幹線交通であるコミュニティバス下田線・三雲駅ルートを都市圏軸（ＪＲ草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として、通勤・通学を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。 また、この幹線交通に通じるコミュニティバス路線の下田線・三雲駅ルートの１系統、下田線・甲西駅ルートの３系統、ひばりヶ丘線の２系統、妙感寺ルートの２系統、三雲線・東庁舎ルートの２系統が支線の役割を果たしている。 しかしながら、令和２年度に新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用者が大幅に減少となったことで、収支の悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このような中、バス交通は、社会的便益を提供する重要なインフラとして、今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
収支率を前年度と比較して１％向上する。 地域公共交通計画 P. 78～79 に記載
(2) 事業の効果
竜王町にまたがる地域間幹線系統を維持することで、ＪＲ草津線を利用した通勤・通学を中心として日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、利便性を確保した効率的な運行体系が構築できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（湖南省） ・コミバスの時刻、路線図、ＪＲ草津線の時刻を一体化した冊子を作成し、公共施設や商業施設に設置する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る下田線・三雲駅ルート及び各支線については、その運行に係る費用総額のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた運行欠損分を負担することとしている。 表２を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ＯＤ調査 ・工業団地協会とのヒアリング

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添 2 を添付。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和５年５月２２日（滋賀県地方バス対策地域連絡協議会） 令和５年度地域間幹線系統確保維持計画の計画変更について、書面決議を実施し、承認を得た。 令和６年６月１４日（湖南市地域公共交通会議） 地域間幹線系統確保維持事業について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
湖南市地域公共交通会議の構成員に地域及び利用者の意見を反映させるため、湖南市地域代表者会、湖南市障がい児者団体連絡協議会、湖南市老人クラブ連合会の各種団体の参画を得ている。
20. ○○市（町）における●●（コミュニティバスバス名または系統名）の位置づけ
竜王町が下田線・三雲駅ルートを地域間幹線系統として地域公共交通計画に位置づけしない合理的な理由としては、竜王町としては、補助系統に係る費用負担を行っておらず、竜王町の住民移動のための路線でないため。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県湖南市中央一丁目１番地

(所 属) 湖南市都市建設部都市政策課

(氏 名) 佐藤 慎也

(電 話) 0748-69-5602

(e-mail) toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

資料3-2

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和8年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
湖南省	滋賀バス株式会社	(1) 下 田 線	2, 222. 0		
	(小 計)		2, 222		
合計			2, 222		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和9年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千 円)	協働特 例措 置	再編特 例措 置
滋賀県	滋賀バス株式会社	(1) 下 田 線	2,222.0		
	(小 計)		2,222		
合計			2,222		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

資料3-3

R7年度

事業者名	滋賀バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ)	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ)	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	~381,799 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	118,038 千円	営業外収益	4,038 千円	経常収益(イ')	122,076 千円
	営業費用	523,850 千円	営業外費用	8,817 千円	経常費用(ロ')	532,667 千円
	営業損益	△ 405,812 千円	営業外損益	△ 4,779 千円	経常損益	~410,591 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,826,288.2				経常収支率	22.92% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	112,953 千円	営業外収益	4,725 千円	経常収益(イ'')	117,678 千円
	営業費用	513,435 千円	営業外費用	8,710 千円	経常費用(ロ'')	522,145 千円
	営業損益	△ 400,482 千円	営業外損益	△ 3,985 千円	経常損益	~404,467 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,875,448.6				経常収支率	22.54 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿ブロック	278円41銭	291円66銭	295円97銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿ブロック	288円68銭	416円27銭	288円68銭	79円95銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域 におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合 率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ	
				起点	主な 経由地	終点													
北 近 畿	4	3	竜王 ダイハツ	三雲駅	竜王 ダイハツ	三雲駅	365	日 (13.3)	回	2.6	34.5 人	往15.7Km (平均) 復 . Km 15.7Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
	A市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
	B市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
									日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%
合計			系統									往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ＋ヌ)) ÷チ＝ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少 ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f					
北 近 畿	4	3	%	75,831km	21,890,893円	108円45銭	8,135,393円	80,007.0km	101円68銭	8,478,117円	80,007. 0km	105円96銭	9,392,880円	79,787. 4km	117円72銭	8,223,871 円	13,667,022 円	9,850,901 円	9,850,901 円
	A市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
	B市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				. km	円		円	. km		円	. km		円	. km		円	円	円	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗入 部分以外に係るもの ソ'×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	4	3	9,850,901円	9,850,901円	4,444.015.4円	4,444千円	2,222千円	13,667,022円	11,445,022円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	A市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	B市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 滋賀バス株式会社

R8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ)	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ)	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	−381,799 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	118,038 千円	営業外収益	4,038 千円	経常収益(イ')	122,076 千円
	営業費用	523,850 千円	営業外費用	8,817 千円	経常費用(ロ')	532,667 千円
	営業損益	△ 405,812 千円	営業外損益	△ 4,779 千円	経常損益	−410,591 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,826,288.2				経常収支率	22.92% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	112,953 千円	営業外収益	4,725 千円	経常収益(イ'')	117,678 千円
	営業費用	513,435 千円	営業外費用	8,710 千円	経常費用(ロ'')	522,145 千円
	営業損益	△ 400,482 千円	営業外損益	△ 3,985 千円	経常損益	−404,467 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,875,448.6				経常収支率	22.54 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿ブロック	278円41銭	291円66銭	295円97銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿ブロック	288円68銭	416円27銭	288円68銭	79円95銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域 におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合 率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ	
				起点	主な 経由地	終点													
北 近 畿	4	3	竜王 ダイハツ	三雲駅	竜王 ダイハツ	三雲駅	365	日 (13.3)	回	2.6	34.5 人	往15.7Km (平均) 復 . Km 15.7Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
	A市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
	B市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
									日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%
合計			系統								往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ＋ヌ)) ÷チ＝ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少 ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f					
北 近 畿	4	3	%	75,831km	21,890,893円	108円45銭	8,135,393円	80,007.0km	101円68銭	8,478,117円	80,007. 0km	105円96銭	9,392,880円	79,787. 4km	117円72銭	8,223,871 円	13,667,022 円	9,850,901 円	9,850,901 円
	A市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
	B市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				. km	円		円	. km		円	. km		円	. km		円	円	円	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗入 部分以外に係るもの ソ'×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	4	3	9,850,901円	9,850,901円	4,444.015.4円	4,444千円	2,222千円	13,667,022円	11,445,022円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	A市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	B市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 滋賀バス株式会社

R9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ)	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ)	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	−381,799 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	118,038 千円	営業外収益	4,038 千円	経常収益(イ')	122,076 千円
	営業費用	523,850 千円	営業外費用	8,817 千円	経常費用(ロ')	532,667 千円
	営業損益	△ 405,812 千円	営業外損益	△ 4,779 千円	経常損益	−410,591 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,826,288.2				経常収支率	22.92% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	112,953 千円	営業外収益	4,725 千円	経常収益(イ'')	117,678 千円
	営業費用	513,435 千円	営業外費用	8,710 千円	経常費用(ロ'')	522,145 千円
	営業損益	△ 400,482 千円	営業外損益	△ 3,985 千円	経常損益	−404,467 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,875,448.6				経常収支率	22.54 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿ブロック	278円41銭	291円66銭	295円97銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿ブロック	288円68銭	416円27銭	288円68銭	79円95銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域 におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合 率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ	
				起点	主な 経由地	終点													
北 近 畿	4	3	竜王 ダイハツ	三雲駅	竜王 ダイハツ	三雲駅	365	日 (13.3)	回	2.6	34.5 人	往15.7Km (平均) 復 . Km 15.7Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
	A市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
	B市							日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
									日	回		人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%
合計			系統								往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ＋ヌ)) ÷チ＝ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少 ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f					
北 近 畿	4	3	%	75,831km	21,890,893円	108円45銭	8,135,393円	80,007.0km	101円68銭	8,478,117円	80,007. 0km	105円96銭	9,392,880円	79,787. 4km	117円72銭	8,223,871 円	13,667,022 円	9,850,901 円	9,850,901 円
	A市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
	B市		%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				. km	円		円	. km		円	. km		円	. km		円	円	円	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗入 部分以外に係るもの ソ'×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	4	3	9,850,901円	9,850,901円	4,444.015.4円	4,444千円	2,222千円	13,667,022円	11,445,022円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	A市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	B市		円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			円	円	円	千円	千円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

資料3-4

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
滋 賀 県	—	湖 南 市	病院（生田病院、甲西リハビリ病院）や高等学校、大型商業施設等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

2 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

資料3-5

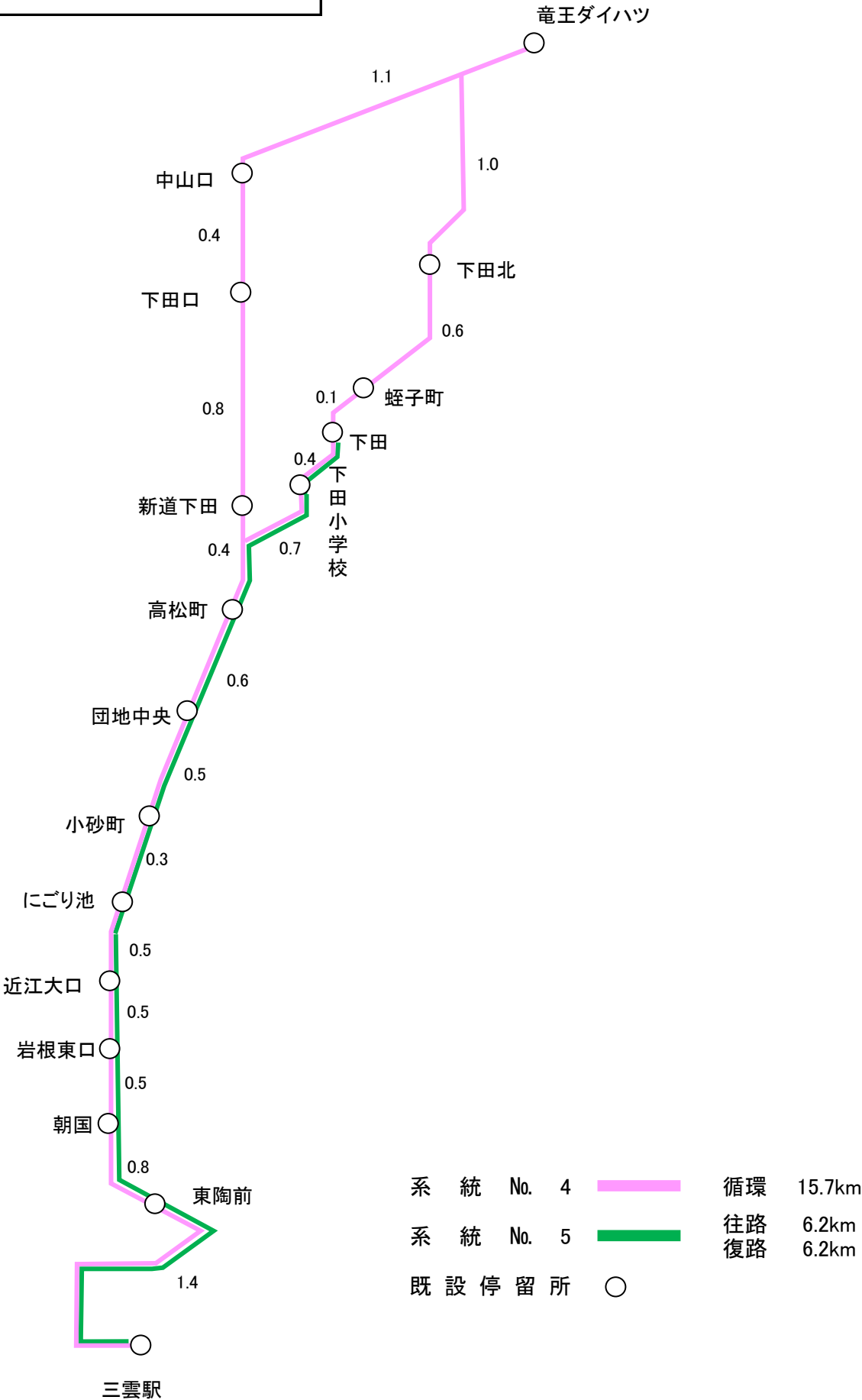
路線	取組項目		取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R 4 年度計画期間の取組方針
下田線	利用促進・啓発施策の展開	新規	R4年度～	湖南省	市コミュニティバスの路線図・乗り方、市内鉄道駅の時刻表を記載した時刻表を、各コミュニティセンター、市内各駅、観光協会、市内大型店舗等に配布。	31箇所	引き続き取り組み実施
	回数券販売の促進	新規	R4年度～	滋賀バス株式会社	市内大型店舗に委託し普通回数券の販売を実施。	3店舗	引き続き取り組み実施
	通学利用促進	新規	R4年度～	滋賀バス株式会社	利用を通学期間に固定した割安な学期別通学定期の販売。	R5:360枚	引き続き取り組み実施

湖南市コミュニティバス運行系統図

資料3-6

系統No.4 三雲駅～竜王ダイハツ～三雲駅

系統No.5 三雲駅～岩根東口～下田



令和 年 月 日

（名称）湖南省地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
湖南省においては、竜王町へ通じる唯一の幹線交通であるコミュニティバス下田線・三雲駅ルートを都市圏軸（ＪＲ草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として、通勤・通学を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。 また、この幹線交通に通じるコミュニティバス路線の下田線・三雲駅ルートの１系統、下田線・甲西駅ルートの３系統、ひばりヶ丘線の２系統、妙感寺ルートの２系統、三雲線・東庁舎ルートの２系統が支線の役割を果たしている。 しかしながら、令和２年度に新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用者が大幅に減少となったことで、収支の悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このような中、バス交通は、社会的便益を提供する重要なインフラとして、今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
収支率を前年度と比較して１％向上する。 地域公共交通計画 P. 78～79 に記載
（２）事業の効果
竜王町にまたがる地域間幹線系統を維持することで、ＪＲ草津線を利用した通勤・通学を中心として日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、利便性を確保した効率的な運行体系が構築できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（湖南省） ・コミバスの時刻、路線図、ＪＲ草津線の時刻を一体化した冊子を作成し、公共施設や商業施設に設置する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る下田線・三雲駅ルート及び各支線については、その運行に係る費用総額のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた運行欠損分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ＯＤ調査 ・工業団地協会とのヒアリング

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和６年６月１４日（湖南省地域公共交通会議） 地域間幹線系統確保維持事業について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
湖南省地域公共交通会議の構成員に地域及び利用者の意見を反映させるため、湖南省地域代表者会、湖南省障がい児者団体連絡協議会、湖南省老人クラブ連合会の各種団体の参画を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県湖南省中央一丁目１番地

(所 属) 湖南省都市建設部都市政策課

(氏 名) 佐藤 慎也

(電 話) 0748-69-5602

(e-mail) toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２・３については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
湖南省	滋賀バス(株)	(1) 竜王ダイハツ	下田	にぎり池	三雲駅	往6.2km 復6.2km	241日	241回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(2) 甲西・下田①	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	往20.1km 循環	365日	1,809回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(3) 甲西・下田②	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	往21.0km 循環	365日	1,568回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(4) 甲西・下田③	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	往21.9km 循環	241日	241回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(5) ひばりヶ丘①	三雲駅	にぎり池	三雲駅	往15.4km 循環	365日	1,929回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(6) ひばりヶ丘②	ひばりヶ丘	にぎり池	三雲駅	往7.7km —	241日	120.5回			路線定期運行	①	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(7) 妙感寺①	三雲駅	妙感寺	三雲駅	往7.5km 循環	365日	1,327回			路線定期運行	①	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀タクシー(株)	(8) 妙感寺②	三雲駅	妙感寺	三雲駅	往10.2km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(9) 三雲線東庁舎①	三雲駅	イオンタウン湖南	市役所東庁舎	往5.8km 復5.8km	241日	964回			路線定期運行	①	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀バス(株)	(10) 三雲線東庁舎②	三雲駅	—	イオンタウン湖南	往2.5km 復2.5km	124日	121回			路線定期運行	①	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②
	滋賀タクシー(株)	(11) 三雲線東庁舎③	三雲駅	イオンタウン湖南	市役所東庁舎	往5.8km —	241日	120.5回			路線定期運行	①	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料4-3

市区町村名	湖南省
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	25,248
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

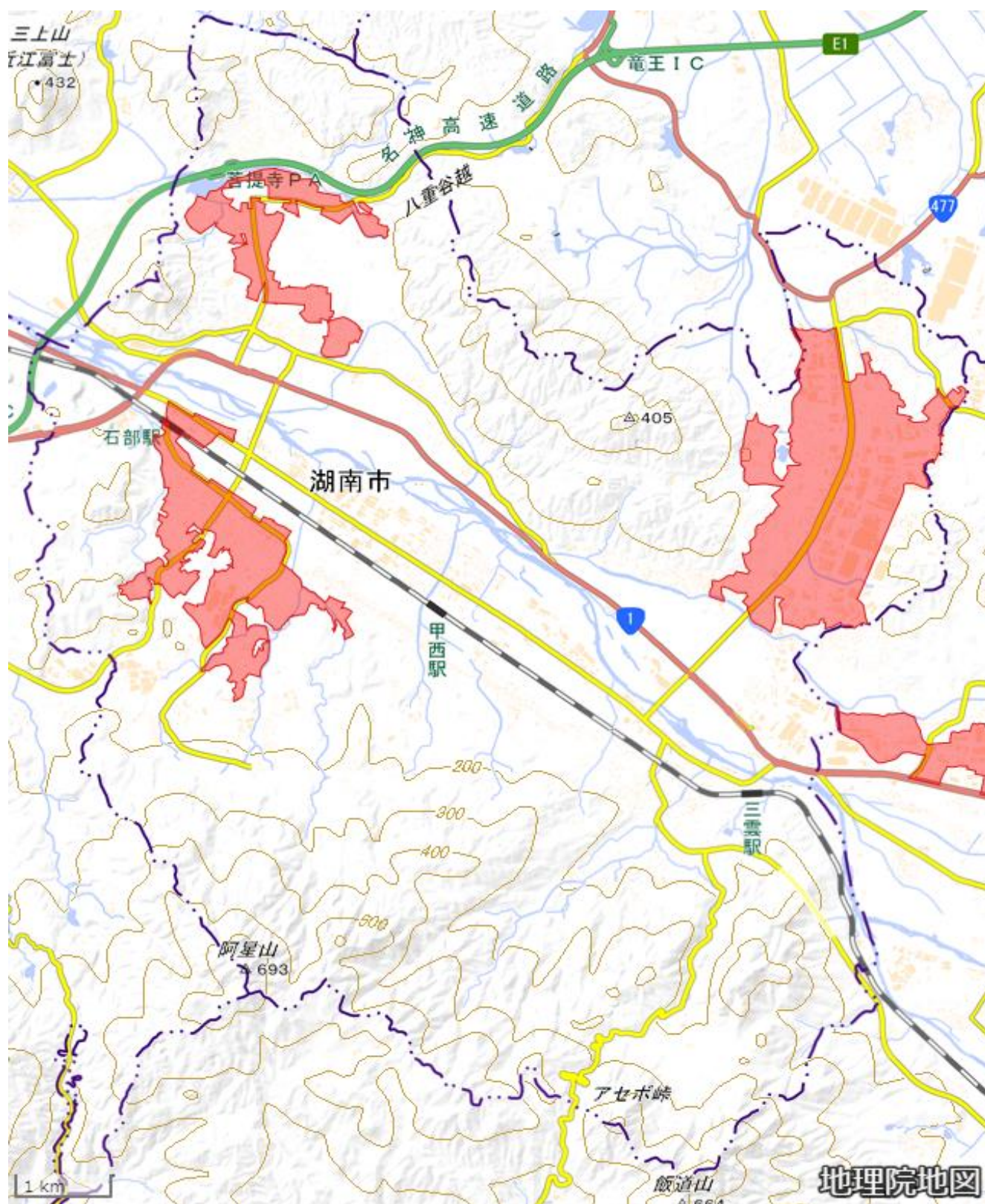
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）



令和2年度国勢調査人口集中地区

令和5年度事業報告

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の趣旨に基づき、地域公共交通政策の憲法である「地域公共交通計画(湖南省地域公共交通計画)」の策定を進めてまいりました。

また、「地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力のある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進」を図るとして、維持・確保・改善するという目的のもと、以下の各種事業を実施しました。

(1) 「湖南省地域公共交通計画」の策定

○計画の策定(3月29日)

○計画概要

- ・利用者等のアンケート・ニーズ調査等の実施
- ・基本方針や目標の決定
- ・パブリックコメント(1月～2月)

(2) 路線再編の検討

○利用状況に応じた令和6年度の働き方改革法案に対応した路線再編の検討

(3) 利用者が理解しやすい地域公共交通網の構築

○湖南省公共交通時刻表の作成(令和6年4月1日改正)

- ・内容 時刻表、バス路線図、JR草津線ダイヤ
- ・発行部数 パンフレット版 5,000部(B5 カラー 40ページ)
- ・配布先 各センター等の公共施設、駅等に設置

(4) 地域とともに歩む公共交通の構築

○モビリティ・マネジメントの推進

- ・小学生を対象とした公共交通についての交通環境学習を実施
(R5実績) 2校
岩根小学校(2年生)、三雲東小学校(2年生)

(5) 令和5年度 湖南省コミュニティバス・あいのりこなんの利用実績について

次ページに参考資料として「湖南省コミュニティバス路線別運行乗客数比較」、「湖南省小型タクシー事業結果報告書」掲載

- ・コミバス 271,876人・・・12,490人増加(前年度104.8%)
- ・乗合タクシー 15,705人・・・2,365人増加(前年度117.7%)

(6) 会議関係

令和5年度の地域公共交通会議開催実績は以下のとおり

日時	回数等	内容
令和 5(2023)年 6 月 8 日(木)	湖南省 地域公共 交通会議	1. あいさつ 2. 議事 (1)報告事項 報告第 1 号 委員及び自動車部会委員の選出について 報告第 2 号 湖南省地域公共交通会議財務規程の制定について (2)協議事項 第 1 号議案 令和 5 年度事業計画（案）について 第 2 号議案 湖南省地域公共交通会議収支予算（案）について 第 3 号議案 湖南省予約制小型乗合自動車実証運行事業について 3. その他 4. 閉会あいさつ
令和 5(2023)年 10 月 20 日(金)	湖南省 地域公共 交通会議 自動車部会	1. あいさつ 2. 議事 (1)報告事項 報告第 1 号 地域公共交通会議委員の変更について (2)協議事項 第 1 号議案 令和 6 年 4 月 1 日コミュニティバス路線・時刻表 改正(案)について 第 2 号議案 乗継乗車券の廃止、 コミュニティバス 1 日フリー乗車券の導入について 第 3 号議案 中学生以下の運賃無料化について 第 4 号議案 コミュニティバス全便運休の期間延長について 3. その他 4. 閉会あいさつ
令和 5(2023)年 11 月 20 日(月)	湖南省 地域公共 交通会議	1. あいさつ 2. 議事 (1)報告事項 報告第 1 号 地域公共交通会議委員の変更について 報告第 2 号 運賃等協議会委員の選出について (2)協議事項 第 1 号議案 令和 6 年度コミュニティバス路線・時刻について 第 2 号議案 湖南省地域公共交通計画について 3. その他 4. 閉会あいさつ
令和 6(2024)年 2 月 27 日(月)	湖南省 地域公共 交通会議 運賃等 協議会	令和 6 年 4 月改定コミュニティバス路線について（書面決議） 令和 6 年 4 月運行のコミュニティバス運賃について（書面決議）
令和 6(2024)年 3 月 25 日(月)	湖南省 地域公共 交通会議	1. あいさつ 2. 議事 (1)協議事項 第 1 号議案 「湖南省地域公共交通計画」の策定について 3. その他 4. 閉会あいさつ

湖南省コミュニティバス路線別運行乗客数比較(令和4年度・令和5年度)

資料5-2

路 線		令和4年4月	令和5年4月	増減	令和4年5月	令和5年5月	増減	令和4年6月	令和5年6月	増減
1	下田線(三雲駅ルート)	5,836	6,091	255	5,451	6,223	772	5,916	6,392	476
2	下田線(甲西駅ルート)	4,641	4,696	55	4,477	4,925	448	4,892	4,957	65
3	下田線(石部駅ルート)	270	319	49	248	347	99	239	352	113
4	ひばりヶ丘線	2,222	1,929	△ 293	2,398	2,033	△ 365	2,500	2,200	△ 300
5	菩提寺線(甲西駅ルート)	1,182	1,251	69	1,080	1,190	110	1,264	1,291	27
6	菩提寺線(石部駅ルート)	1,054	1,231	177	1,135	1,299	164	1,173	1,289	116
7	甲西南線(三雲小学校ルート)	256	278	22	285	399	114	401	449	48
8	リハビリ病院線	13	22	9	8	39	31	15	11	△ 4
9	石部循環線	5,370	5,743	373	6,606	6,654	48	7,471	7,124	△ 347
10	石部高校便	1,588	1,221	△ 367	2,042	1,699	△ 343	2,266	1,813	△ 453
11	雨山線(デマンド)	0	0	0	0	0	0	2	0	△ 2
合 計		22,432	22,781	349	23,730	24,808	1,078	26,139	25,878	△ 261
累 計		22,432	22,781	349	46,162	47,589	1,427	72,301	73,467	1,166

路 線		令和4年7月	令和5年7月	増減	令和4年8月	令和5年8月	増減	令和4年9月	令和5年9月	増減
1	下田線(三雲駅ルート)	5,921	5,989	68	4,884	5,650	766	5,212	6,161	949
2	下田線(甲西駅ルート)	4,471	4,617	146	3,982	4,262	280	4,323	4,644	321
3	下田線(石部駅ルート)	240	320	80	243	312	69	237	265	28
4	ひばりヶ丘線	2,150	1,903	△ 247	1,653	1,811	158	2,172	1,985	△ 187
5	菩提寺線(甲西駅ルート)	1,315	1,175	△ 140	1,194	1,037	△ 157	1,098	1,232	134
6	菩提寺線(石部駅ルート)	1,109	1,195	86	927	1,093	166	1,051	1,111	60
7	甲西南線(三雲小学校ルート)	224	271	47	0	0	0	341	353	12
8	リハビリ病院線	8	9	1	10	45	35	7	71	64
9	石部循環線	5,471	5,629	158	3,397	3,535	138	5,602	6,476	874
10	石部高校便	1,240	942	△ 298	72	43	△ 29	1,882	1,648	△ 234
11	雨山線(デマンド)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		22,149	22,050	△ 99	16,362	17,788	1,426	21,925	23,946	2,021
累 計		94,450	95,517	1,067	110,812	113,305	2,493	132,737	137,251	4,514

路 線		令和4年10月	令和5年10月	増減	令和4年11月	令和5年11月	増減	令和4年12月	令和5年12月	増減
1	下田線(三雲駅ルート)	5,674	6,067	393	5,494	6,021	527	5,700	6,242	542
2	下田線(甲西駅ルート)	4,512	4,899	387	4,655	4,986	331	4,360	4,919	559
3	下田線(石部駅ルート)	287	311	24	291	287	△ 4	284	344	60
4	ひばりヶ丘線	2,223	2,240	17	2,239	2,116	△ 123	2,089	2,023	△ 66
5	菩提寺線(甲西駅ルート)	1,262	1,297	35	1,273	1,292	19	1,239	1,266	27
6	菩提寺線(石部駅ルート)	1,209	1,262	53	1,228	1,235	7	1,183	1,195	12
7	甲西南線(三雲小学校ルート)	341	403	62	381	299	△ 82	215	268	53
8	リハビリ病院線	15	57	42	10	64	54	24	64	40
9	石部循環線	5,674	6,557	883	6,394	7,022	628	4,948	5,606	658
10	石部高校便	1,946	1,754	△ 192	1,712	1,625	△ 87	1,355	1,226	△ 129
11	雨山線(デマンド)	30	0	△ 30	0	0	0	0	0	0
合 計		23,173	24,847	1,674	23,677	24,947	1,270	21,397	23,153	1,756
累 計		155,910	162,098	6,188	179,587	187,045	7,458	200,984	210,198	9,214

路 線		令和5年1月	令和6年1月	増減	令和5年2月	令和6年2月	増減	令和5年3月	令和6年3月	増減
1	下田線（三雲駅ルート）	5,089	5,343	254	5,378	5,317	△ 61	6,103	5,684	△ 419
2	下田線（甲西駅ルート）	3,709	4,478	769	3,748	4,421	673	4,366	4,785	419
3	下田線（石部駅ルート）	226	280	54	226	278	52	329	352	23
4	ひばりヶ丘線	1,663	1,811	148	1,716	1,842	126	1,992	1,791	△ 201
5	菩提寺線（甲西駅ルート）	1,089	1,124	35	1,241	1,126	△ 115	1,301	1,252	△ 49
6	菩提寺線（石部駅ルート）	1,062	1,106	44	1,138	1,047	△ 91	1,345	1,190	△ 155
7	甲西南線（三雲小学校ルート）	178	127	△ 51	262	185	△ 77	145	136	△ 9
8	リハビリ病院線	3	12	9	5	25	20	18	5	△ 13
9	石部循環線	4,276	4,850	574	4,781	5,300	519	4,224	4,528	304
10	石部高校便	1,032	1,159	127	1,082	1,287	205	675	837	162
11	雨山線（デマンド）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		18,327	20,290	1,963	19,577	20,828	1,251	20,498	20,560	62
累 計		219,311	230,488	11,177	238,888	251,316	12,428	259,386	271,876	12,490

路 線		令和4年度上期	令和5年度上期	増減	令和4年度下期	令和5年度下期	増減	令和4年度合計	令和5年度合計	増減
1	下田線（三雲駅ルート）	33,220	36,506	3,286	33,438	34,674	1,236	66,658	71,180	4,522
2	下田線（甲西駅ルート）	26,786	28,101	1,315	25,350	28,488	3,138	52,136	56,589	4,453
3	下田線（石部駅ルート）	1,477	1,915	438	1,643	1,852	209	3,120	3,767	647
4	ひばりヶ丘線	13,095	11,861	△ 1,234	11,922	11,823	△ 99	25,017	23,684	△ 1,333
5	菩提寺線（甲西駅ルート）	7,133	7,176	43	7,405	7,357	△ 48	14,538	14,533	△ 5
6	菩提寺線（石部駅ルート）	6,449	7,218	769	7,165	7,035	△ 130	13,614	14,253	639
7	甲西南線（三雲小学校ルート）	1,507	1,750	243	1,522	1,418	△ 104	3,029	3,168	139
8	リハビリ病院線	61	197	136	75	227	152	136	424	288
9	石部循環線	33,917	35,161	1,244	30,297	33,863	3,566	64,214	69,024	4,810
10	石部高校便	9,090	7,366	△ 1,724	7,802	7,888	86	16,892	15,254	△ 1,638
11	雨山線（デマンド）	2	0	△ 2	30	0	△ 30	32	0	△ 32
合 計		132,737	137,251	4,514	126,649	134,625	7,976	259,386	271,876	12,490

前年比

104.8%

湖南省小型乗合タクシー事業結果報告書

資料5-3

事業者	令和4年4月		令和5年4月		増減	令和4年5月		令和5年5月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	480	627	624	750	123	502	632	657	815	183
(株)ビジネスサービス滋賀	314	342	413	455	113	356	386	432	490	104
合計	794	969	1,037	1,205	236	858	1,018	1,089	1,305	287

事業者	令和4年6月		令和5年6月		増減	令和4年7月		令和5年7月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	579	713	674	802	89	521	665	674	791	126
(株)ビジネスサービス滋賀	423	445	452	502	57	411	431	436	478	47
合計	1,002	1,158	1,126	1,304	146	932	1,096	1,110	1,269	173

事業者	令和4年8月		令和5年8月		増減	令和4年9月		令和5年9月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	513	620	621	731	111	565	682	722	848	166
(株)ビジネスサービス滋賀	402	419	426	489	70	483	438	499	572	134
合計	915	1,039	1,047	1,220	181	1,048	1,120	1,221	1,420	300

事業者	令和4年10月		令和5年10月		増減	令和4年11月		令和5年11月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	589	732	727	860	128	601	725	694	842	117
(株)ビジネスサービス滋賀	454	498	484	549	51	385	433	478	538	105
合計	1,043	1,230	1,211	1,409	179	986	1,158	1,172	1,380	222

事業者	令和4年12月		令和5年12月		増減	令和5年1月		令和6年1月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	651	778	737	853	75	532	638	605	699	61
(株)ビジネスサービス滋賀	404	460	489	557	97	291	313	371	435	122
合計	1,055	1,238	1,226	1,410	172	823	951	976	1,134	183

事業者	令和5年2月		令和6年2月		増減	令和5年3月		令和6年3月		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	592	741	625	725	△ 16	666	797	721	857	60
(株)ビジネスサービス滋賀	325	356	417	483	127	427	469	495	584	115
合計	917	1,097	1,042	1,208	111	1,093	1,266	1,216	1,441	175

事業者	令和4年上半期		令和5年上半期		増減	令和4年下半期		令和5年下半期		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	3,160	3,939	3,972	4,737	798	3,631	4,411	4,109	4,836	425
(株)ビジネスサービス滋賀	2,389	2,461	2,658	2,986	525	2,286	2,529	2,734	3,146	617
合計	5,549	6,400	6,630	7,723	1,323	5,917	6,940	6,843	7,982	1,042

事業者	令和4年度総合計		令和5年度総合計		増減
	運行回数	利用人数	運行回数	利用人数	利用人数
滋賀タクシー(株)	6,791	8,350	8,081	9,573	1,223
(株)ビジネスサービス滋賀	4,675	4,990	5,392	6,132	1,142
合計	11,466	13,340	13,473	15,705	2,365

令和 5 年 度
決 算 書

令和 6 年 3 月 31 日

湖南省地域公共交通会議

【第3号議案】令和5年度収支決算報告について

令和5年度決算報告

収入の部		単位（円）	
科 目		予 算 額	適 用
負担金		871,390	市負担金
補助金		0	
繰越金		0	前年度繰越金
諸収入		2	預金利子
収入合計		871,392	

支出の部		単位（円）			
科 目		予 算 額	支出済額	増減	適 用
運営費	会議費	11,200	2,880	△8,320	会議茶代
	事務費	25,520	17,690	△7,830	費用弁償15,520円 振込手数料10,000円
事業費		834,670	774,414	△60,256	消耗品10,000円 時刻表作成824,670円
予備費		0	0	0	
支出合計		871,390	794,984	△76,406	

収入合計	871,392円
支出合計	794,984円
差引残高	76,408円
翌年度繰越額	76,408円

監査書

令和5年度湖南省地域公共交通会議の収支決算について、出納簿および証拠書類を慎重に監査いたしましたところ、いずれも適正なものと認めます。

令和6年×月18日

湖南省地域公共交通会議

監事 湖南省地域代表者会 会長

山中邦夫



令和6年4月18日

湖南省地域公共交通会議

監事 湖南省商工会

会長

上西保



【第4号議案】令和6年度事業計画(案)について

令和6年度事業計画(案)

○今年度事業について

令和6年4月1日から、改善基準告示の改正により、バス運転者の労働時間の改善に伴い、市内のコミュニティバス運行について、路線再編をいたしました。今後においても路線を維持するためには運転者の新規雇用が必要である中、全国的な運転者のなり手不足が課題となっておりますので、路線再編の検討もしていかなければなりません。そのため、本市では地域公共交通政策の憲法である「地域公共交通計画(湖南省地域公共交通計画)」に基づき、事業を進めてまいります。

今年度は、コミュニティバスのみでなく、本市の公共交通網全体の在り方を検討していきます。

○事業計画

1. コミュニティバス小学生以下夏休み運賃無料キャンペーン(案)

- (1) 課題・整理点の調整
- (2) 内容の協議
- (3) 実施案の作成

【スケジュール】

- ・令和6年6月～7月・・・検討、調整、協議
- ・令和6年8月・・・実施

2. 市政 20 周年記念 甲賀湖南広域公共交通連携事業(コミュニティバスフリー乗車券)

- (1) 課題・整理点等の調整(甲賀市)
- (2) 基本方針や内容の協議(甲賀市)
- (3) 実施案の作成

【スケジュール(案)】

- ・令和6年6月～10月・・・調整、協議
- ・令和6年10月(予定)・・・フリー券販売開始
- 11月(予定)・・・実施

3. 利用状況に応じたダイヤ調整や効率的な路線再編の検討

4. その他関連する情報の収集、分析等

令和6年度
予算書
(案)

令和6年6月14日

湖南市地域公共交通会議

【第5号議案】令和6年度収支予算(案)について

令和6年度収支予算

収入の部 単位 (円)

科 目		予 算 額	適 用
負担金		857,420	市負担金
補助金		0	
繰越金		76,408	前年度繰越金
諸収入		0	預金利子
収入合計		933,828	

支出の部 単位 (円)

科 目		予 算 額	適 用
運営費	会議費	11,200	会議茶代
	事務費	25,520	費用弁償 15,520円 振込手数料10,000円
事業費		820,700	消耗品10,000円 時刻表作成793,100円 乗車券印刷費17,600円
予備費		76,408	
支出合計		933,828	

コミュニティバス小学生以下運賃 夏休み無料キャンペーン(案)

1. 概要及び目的

地域公共交通は、通勤・通学をはじめとする人の移動の根幹となるほか、市人口の高齢化を受け重要度が増しています。一方で、コミュニティバスの利用者は、少子高齢化や新型コロナウイルスの影響もありコミュニティバスの利用者数は減少傾向にあります。

今回の事業によって利用促進に繋がるほか、子どもの時期から公共交通の利用に慣れることで、大人になっても公共交通の移動が定着し、将来の職業選択の1つとして興味をもってもらふことや、JR 草津線の利用促進にも繋がること、公共交通の利用は、時間厳守や乗車マナーなどを理解する必要があるため、子どもの自主性の育成に繋がることも期待できます。

子どもの探求心の向上と自主性の育成を支援するため、小学生以下の子どもを無料にし、子どもの利用を促進します。

(参考資料 図1)

(択一回答)	石部 循環線	菩提寺線 ・甲西駅	菩提寺線 ・石部駅	下田線 三雲駅	下田線 甲西駅	ひばりヶ 丘線	下田線 石部駅	リハビリ 病院線	甲西南線 ・三雲小	湖南 野洲線	計
未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	0	1	0	0	0	0	0	0	19	3	23
中高生	182	10	12	36	20	22	1	0	0	22	305
～29歳	25	6	5	61	30	6	6	0	0	58	197
30歳代	13	1	2	47	48	16	2	3	0	47	179
40歳代	17	3	8	28	33	15	0	1	0	44	149
50歳代	14	5	3	35	28	7	1	0	0	32	125
60～64歳	12	5	4	19	7	2	0	0	0	25	74
65～74歳	17	11	6	10	13	9	1	0	0	26	93
75～84歳	11	6	4	5	8	6	0	1	0	12	53
84歳以上	4	0	0	1	3	0	0	1	0	0	9
n	295	48	44	242	190	83	11	6	19	269	1207

令和5年9月 26 日(火)実施 OD 調査

○実施期間 令和6年8月1日(木)～令和6年8月 31 日(土) 夏休み期間

○対 象 小学生以下のこども(同伴者についても人数問わず無料)
 ※1 市内在住・市外在住は問いません
 ※2 パスカード等は作成しないため、見た目により判断します

○湖南省地域公共交通会議設置要綱

令和4年9月1日

告示第85号

湖南省地域公共交通会議設置要綱（平成16年湖南省告示第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するため、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行う。

- (1) 市民の生活交通確保に関する枠組みづくりその他生活交通のあり方全般に関すること。
- (2) 具体的な路線に係る生活交通確保に関する計画策定及び決定に関すること。
- (3) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他公共交通に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる委員により構成し、会議を開催する。

- (1) 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局の職員
- (2) 一般社団法人滋賀県バス協会の職員
- (3) 一般社団法人滋賀県タクシー協会の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (6) 市民又は市内公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 副市長
- (9) 市職員

(10) 関係諸団体の代表者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

6 委員は、構成団体の職員等のうち、会議開催に当たり当該団体の長が指名した職員をもって充てる。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。なお、会長に事故その他の理由により支障があるときは、会長が指名する者が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められらた者の同意を得るものとする。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議事については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。

7 会長は、交通会議の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(自動車部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について交通会議の業務を円滑に行うため、交通会議に自動車部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長は、交通会議会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、その会務を統括する。

5 部会委員は、次に掲げる者のうちから交通会議会長が指名する。

(1) 国及び県における公共交通に関係する行政機関の職員

(2) 地域における公共交通に関係する行政機関の職員

(3) 関係バス事業者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

(5) 公共交通に関係する部署の市の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、部会の運営上必要と認められる者

(所掌事務)

第8条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交通会議に付すべき事項に関すること。

(2) 交通会議で議決した事項の執行に関すること。

(3) 具体的な路線に係る乗合旅客運送の態様に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。

(協議結果)

第9条 部会において協議が整った場合は、交通会議において協議が整ったものとみなす。

(運賃等協議会)

第10条 道路運送法の規定に基づき、交通会議に運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、路線定期運行に係る運賃等について協議を行う。ただし、複数事業者の運賃等を協議するときは、1事業者ごとに協議を行うものとする。

3 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

(1) 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局の職員

(2) 関係バス事業者

(3) 市民意見を代表する者として市長が認める者

(4) 協議を行う路線に係る市町職員

- 4 協議会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、交通体系及び施策の総合調整に関する事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、その収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(県協議会への報告)

第15条 交通会議において協議した結果は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会へ報告する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第87—6号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。